

## 長期修繕計画の作成・見直しに要する費用の一部を補助します

### 概要

#### 補助対象となる経費

- ① 調査・診断報告書の作成に要する経費
- ② 計画作成に要する経費

#### 補助率

2分の1

#### 補助限度額

300,000円

#### 受付期間

令和8年4月1日から令和8年12月28日まで（予算の範囲で先着順）  
※申請受付から交付決定まで、約1.5か月要します

#### その他

- ・作成や見直しに着手する前に、補助金の交付申請が必要です
- ・令和9年2月末までに、完了実績報告の提出が必要です
- ・補助金の交付を受けることができるのは1回までとなります

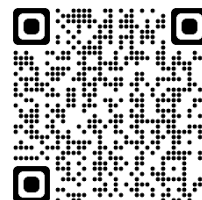
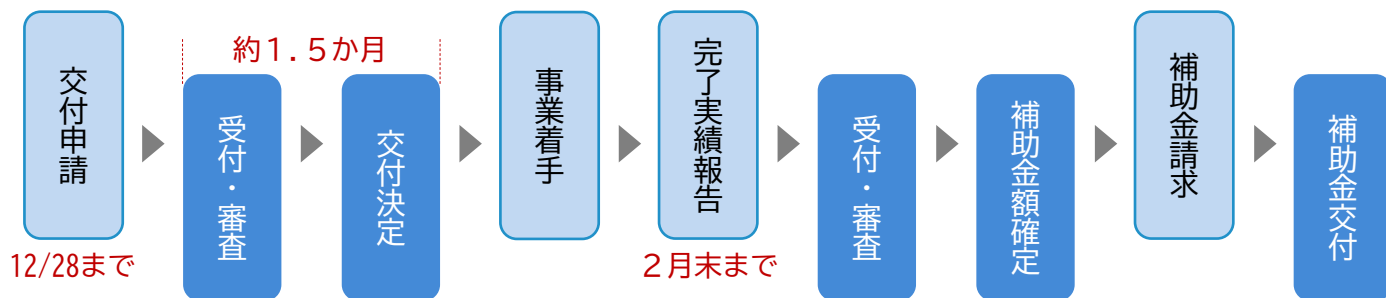
### 補助対象要件

- 市内に所在する
- 専有面積の1/2以上が住宅用途である
- 築20年を経過している
- 本補助金の交付を過去に受けたことがない
- 補助金を活用して行う長期修繕計画の作成または見直しについて、総会または理事会の決議を経ている
- 下記A,Bのいずれかに該当すること
  - A 長期修繕計画が未作成、または長期修繕計画の修繕積立金が「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」に示された積立金の下限値を下回る金額となっている
  - B 長期修繕計画書の計画期間が30年未満の設定期間であること [R8拡充]
- 交付決定後、マンション管理計画認定制度の基準に適合する長期修繕計画を作成する
- 管理者等（理事長など）に、代表者市税に係る徴収金の滞納がないこと  
また、福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

### 手続きの流れ

申請者

市



## マンションの再生に向けた検討や活動 に要する費用の一部を補助します

### 概要

#### 補助対象 となる経費

- ① マンションの現状調査に要する経費
- ② 区分所有者等の意向調査に要する経費
- ③ マンション再生手法の比較検討に要する経費 [外部委託費のみ]
- ④ 管理組合における検討組織（専門委員会）の運営に要する経費

#### 補助率

2分の1

#### 補助限度額

300,000円

#### 受付期間

令和8年4月1日から令和9年12月28日まで（予算の範囲で先着順）  
※申請受付から交付決定まで、約1.5か月要します

#### その他

- ・ 検討や活動に着手する前に、補助金の交付申請が必要です
- ・ 令和9年2月末までに、完了実績報告の提出が必要です
- ・ 1回目の交付年度を含む3カ年で、通算3回まで交付を受けることができます（1年度につき1回まで）

### 補助対象要件

- 市内に所在する
- 専有面積の1/2以上が住宅用途である
- 築40年を経過している
- 本補助金の交付を過去に受けたことがない
- 補助金の活用について、総会または理事会の決議を経ている
- 区分所有法やマンション建替え円滑化法に基づく、マンション建替え決議やマンション敷地売却決議、改修工事を目的とした決議またはこれに準ずる措置等がなされていない
- 管理者等（理事長など）に、代表者市税に係る徴収金の滞納がないこと  
また、福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

### 手続きの流れ

申請者

市

